

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が 100円以上 25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 税額調整額) ^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

（注1）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その反映月に、自宅外通学となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

（注2）生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注3）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

（注4）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【支給中の適格認定】

進学先の大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

①学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

（1）修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合

（2）修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下の場合

（3）履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合

（4）②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合

②学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

（1）修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（①（2）に該当するものを除く）

（2）GPA（平均成績）等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合

（3）履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

○ 確認書の記入例

確認書（※）とは、奨学金を申込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

（※）「貸与奨学金確認書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」と「給付奨学金確認書」をまとめて「確認書」と表記します。

確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内」、「給付奨学金案内」及び本冊子に記載している内容です。これらの冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。特に、**貸与奨学金は、返還する必要があること**を改めて認識したうえで記入してください。

（１）記入・署名が必要な人

あなた（申込者本人）と、あなたが記入日時点で未成年の場合は**親権者**の記入・署名が必要です。

- ① 親権者が父母ともにいる場合は、**父母2人ともそれぞれ記入・署名**が必要です。
- ② 親権者が（海外）単身赴任等により別居している場合であっても、記入・署名する必要があります。単身赴任先へ確認書を送る等により作成してください。
- ③ 家庭裁判所により未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人（全員）の記入・署名が必要です。
- ④ 親権を持っていない人（離婚して親権者ではなくなった父・母や、祖父母等）は、記入・署名する必要はありません。
- ⑤ 親権者に障害がある等、親権者が署名できない特殊な事情がある場合は、学校へ相談してください。

（２）作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、次ページ⁸を参考に作成してください。

なお、提出された確認書に不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

- ① 様式をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の、**消せないボールペン**で記入してください。
- ③ それぞれの欄は、**それぞれの人が自分で記入・署名**してください。
- ④ **住所は省略せずに**記入してください。（住民票に関わらず、**現在住んでいる住所**を記入してください。）
- ⑤ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**おこなってください。
- ⑥ 記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、近くの余白に正しく書き直してください。

1. 本人に関する内容

受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に表示されます。必ず記入してください。

受付番号

1 2 3 4 5 6 7 8 - 1 0 0 - 0 0 0 0 1

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

提出年月日（西暦）

2021年 4月 15日

本人	学校名		学年	組	出席番号	電話番号	性別（任意）
	日本学生高等学校		3	1	6	03-0000-0000	男・女
	フリガナ	現住所					
	漢字						
氏名		1 2 3 - 4 5 6 7					
		東京都千代田区1-1-92					
生年月日		昭和・平成		年 14 月 11 日 18			
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d~fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）					

あなたの国籍と、外国籍の場合は在留資格・在留期限等を記入してください（給付奨学金確認書のみ）。

2. 生計維持者に関する内容（給付奨学金確認書のみ）

生計維持者	1	本人との続柄	父	(フリガナ) ショウガク イチロウ	氏名	奨学 一郎	生年月日	昭和・平成 45年 5月 3日
		現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92					
	2	本人との続柄	母	(フリガナ) ショウガク カズミ	氏名	奨学 和美	生年月日	昭和・平成 48年 2月 11日
		現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92					
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）						

本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること（給付奨学金案内6ページ参照）を確認し、生計維持者の情報を記入します。

3. 親権者に関する内容

訂正する場合は、二重線で消して、余白に正しい事項を記入してください。

本人が未成年者の場合		本人が未成年者の場合には、親権者（民法で定める親権者）として通常は両親（いずれかがいない場合は一人）が上記本人の奨学金申込書に同意の上、下記に自署してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署してください。						
親権者又は未成年後見人	本人との続柄	父	(フリガナ) ショウガク カズミ ショウガク イチロウ	氏名	奨学 和美 奨学 一郎	生年月日	昭和・平成 45年 5月 3日	
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92						
	本人との続柄	母	(フリガナ) ショウガク カズミ	氏名	奨学 和美	生年月日	昭和・平成 48年 2月 11日	
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92						
	電話番号	03-0000-0000						
	電話番号	03-0000-0000						